

日頃の備えが大切 春の火災予防運動



問い合わせ 予防課 ☎254-0356 FAX256-7755

平成29年度 全国統一防火標語

火の用心 ことばを形に 習慣に

・・・ 3月1日～7日は春季全国火災予防運動を実施 ・・・

3月1日(木)から7日(水)の消防記念日までの1週間は、「春季全国火災予防運動」の実施期間です。

一人一人が、普段の生活の中で防火に対する意識を高め、火災予防策を行うことが、火災の被害を減らすことにつながります。対策の一つとして、住宅火災での逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を寝室などに設置し、維持管理しましょう。



秋の火災予防運動時の啓発の様子

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法等により、住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

その目的は、火災による逃げ遅れを防ぎ命を守るためです。まだ設置していない人は、ご自身や家族のためにも設置してください。すでに設置している人は、いつでも作動するよう適切に維持管理をお願いします。また、警報器は10年を目安に交換しましょう。

津市ホームページに住宅用火災警報器の設置による奏功事例を掲載していますので、ぜひご一読ください。



設置義務がある場所

- 寝室(煙式)
- 階段の上端(煙式) ※寝室が1階以外にある場合

設置を推奨している場所

- 台所など火を使う所(熱式)

設置を推奨している警報器

- 連動型住宅用火災警報器 (他の部屋で火災を感知すると発報する警報器)

HP 津市 奏功事例 |

4月1日から違反对象物の公表制度を開始

4月1日から違反对象物の公表制度が開始されます。重大な消防法令違反がある建物は津市ホームページで公表しますので、安全のための参考情報としてご利用ください。

劇場、映画館、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の人や自力避難が困難な人が出入りする建物のうち、設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないものについて、「建物の名称」「所在地」「違反の内容」を公表します。

HP 津市 公表 |

また、既存の建物を飲食店、社会福祉施設などとして新たに使用する場合や、既存の飲食店などを増改築する場合など、新たに自動火災報知設備などの設置が必要になることがありますので、事前に消防本部予防課、各消防署(所)にご相談ください。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備